

第3回 統計制度部会 議事録

1 日 時 平成30年12月7日（金）14:15～14:50

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委 員】

北村 行伸（部会長）、清原 慶子

【臨時委員】

縣 公一郎、藤原 静雄

【審議協力者】

総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、厚生労働省、
東京都、千葉県、日本銀行

【諮問者】

総務省政策統括官（統計基準担当）：津村参事官

越統計企画管理官補佐

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

北原統計政策統括官（統計基準担当）付企画管理官

統計委員会担当室：櫻川室長、上田次長

4 議 事

統計法施行規則の改正について

5 議事録

○北村部会長 それでは、少し早いですけれども、皆さんお集まりですので、ただ今から第3回統計制度部会を開催いたします。お集まりの皆様におかれましては、師走のお忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

それでは、本日用意されています資料について、事務局から簡単に御説明をお願いします。

○上田総務省統計委員会担当室次長 それでは、お手元の資料につきまして、議事次第とともに確認させていただきたいと存じます。

本日の議題ですが、「統計法施行規則の改正について」ということで、配布資料ですが、資料1といたしまして、施行規則の改正についての答申案。それから、資料2といたしまして、「施行規則の一部改正に係る審議結果報告」。これは、非諮問事項に関する審議結果の御報告になります。それから、資料3といたしまして、「統計法施行規則の一部を改正す

る省令案「法技術的修正について」という縦書きで新旧対照表を用意させていただいております。それから、参考の1といたしまして、諮問の概要の資料。参考の2といたしまして、本委員会で部会報告をさせていただいた際に使用しました資料をお付けしております。それから、委員の皆様、委員と臨時委員の方だけにお配りしておりますけれども、まだ確認が済んでいない状況ですので、議事概要につきましては、委員と臨時委員の皆様のみにお配りさせていただきます。過不足等はありませんか。よろしいでしょうか。

○北村部会長 それでは、議事に入ります。「諮問第120号統計法施行規則の一部改正について」の諮問についてです。

まず、前回、事務局から、統計法施行規則の一部を改正する省令案についてパブリックコメントを実施しており、この結果について、本日、総務省政策統括官室に報告いただくとの申出がありましたので、総務省政策統括官室から御報告お願いいたします。

○津村総務省参事官 報告させていただきます。

10月31日から11月29日までの間、パブリックコメント手続、意見公募手続をさせていただきました。こちらにつきましては、11月29日消印の郵便まで有効でありましたけれども、現在まで意見が提出されていませんので、意見なしということで手続を終了しているところです。

以上です。

○北村部会長 続きまして、11月22日の統計委員会において、私から、参考資料2により、本部会における審議状況について説明したことを報告いたします。

出席された委員の方々からは、特段、御意見はなかったのですが、委員長から、統計法施行規則の改正については、今回の法改正の大きな柱である調査票情報の提供範囲の拡大など、二次的利用に関する条件や手続等の具体化が盛り込まれているものであり、利用者の注目度が高いものである一方、統計調査に対する国民の信頼を確保する観点から、情報保護を制度的にしっかりと担保する必要性があり、統計制度部会においては、この両面の立場から、引き続き丁寧な審議をよろしく願いいたしますとのコメントをいただきました。お伝えします。

続きまして、事務局に指示して整理していただいた答申原案と、非諮問事項ではありませんが、見解を求められた調査票情報の提供等の公表事項・手続に関する審議結果報告案について審議します。

私から、資料1と資料2について説明しつつ、議論できればと考えています。

初めに、答申案を御覧ください。

まず、答申案の構成について説明させていただきます。

1の統計法施行規則の一部改正についてですが、(1)の適否について、これまでの審議を踏まえ適当と認められるとの結果を記載しています。括弧で案2の場合とありますが、これは後ほど説明しますが、調査票情報の提供等の条件として相当の公益性を有する統計の作成等について意見が分かれたところであり、本日、どちらの意見に基づいた案を部会として採用するか議論していただくことに応じて、場合分けして記載してあります。

続きまして、(2)の理由等ですが、(1)で適当と認められるとすることについて理由等を記載したものであり、主な審議事項であるアからウごとに、これまでの部会の審議に沿って、確認した内容を明記し、それについての評価と部会としての結論を個別に記載しています。アの部分には、先ほど申しました意見が分かれた2案を含んでいます。

続きまして、4ページ目を御覧ください。

2の施行に当たっての課題ですけれども、統計法の施行後、この省令に記載されている内容を運用する上で必要だと考える内容について、諮問者に求める形で記載しています。この内容も部会での審議において出された意見をまとめる形で記載しています。この内容も部会での審議において出された意見をまとめる形で2つの案を含んで記載しています。

それでは、もう一度1ページに戻っていただいて、審議事項アからウごとにその内容を説明させていただきます。

最初にアですけれども、調査票情報の提供等の条件としての相当の公益性を有する統計の作成等についてです。

1の(2)の理由等において、調査票情報の提供等の条件としての相当の公益性を有する統計の作成等については、改正規則案の内容は、情報の利活用の必要性和情報の保護の必要性和のバランスがとれた、調査票情報の具体的な利活用の範囲(相当の公益性を有する統計の作成等)であると認められるとしています。その上で、その結論として案1及び案2を併記しています。

これは既に議論したところで、もう一度繰り返しますが、案1では、この部分について、改正規則案の内容は適当と判断したと記載しています。加えて、なお書きとして、この部分について、実質的な判断が必要との考えから、分かりやすい解釈上の要件等を設定することが必要、と記載しています。

案2では、この部分について、改正規則案の内容はおおむね適当と判断した上で、専修学校及び当該学校に所属する教員について、改正規則案第19条第1項第1号イ(1)から(3)に含まない修正が必要である旨を記載しています。加えて、バスケット規定である同号イ(4)において、これらの者について、調査票情報の提供を受けることができる者かどうか実質的に判断することが適当としています。

これを受けて、4ページ目、2の施行に当たっての課題の(1)の調査票情報の提供の条件において、案1では、改正規則案第19条第1項第1号イの(1)から(3)に掲げられた者について、学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等の具体的内容として、組織としての裏書等、分かりやすい解釈上の要件等を設定することが必要としています。

また、案2では、改正規則案第19条第1項第1号イ(2)の教員について、学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等の具体的内容として、所属する組織の裏書を求め、同号イ(4)については、同号イ(1)から(3)の場合以外のものとして、調査票情報の提供を受けることができる者かどうか実質的に判断する対象とすることが適当としています。

加えまして、案1、案2どちらにも共通することですが、改正規則案第19条第1項第1号イ(4)の該当性を確認する場合の例として、これまでの審議においては明示されてお

りませんでした。博士の学位の授与を受けるための論文を作成する大学院の博士課程の学生や、大学等の教員ではないもののポストドクター等の研究者が学術研究目的で調査票情報の提供の依頼の申出をする事例を記載いたしました。

もちろん、これらの事例のような調査票情報の提供の依頼の申出が実際にある場合には、個別具体的に提供の条件について審査した上で、同号イ（４）の該当性についての判断が行われることを前提としていますが、調査票情報の提供を認める場合の事例として統計委員会として示しておくことが今後の学術研究の発展のために必要と考えられるため、私の判断で追記させていただきました。この部分についても御意見をいただきたいと思っております。

いずれの案も、実質的に判断する必要がある部分について、それが可能となるよう、総務省において省令の解釈としてガイドライン等に、このような要件又は例示を明記することを求めるものといたします。

ここで、まず、今までの部会で特に議論になっていましたアの調査票情報の提供等の条件としての相当の公益性を有する統計の作成等のうち、意見が分かれている専修学校の専門課程の取扱いについて審議をしたいと思っております。

前回の部会では、案１と案２で意見が分かれてきましたが、両者がその後、最後の方では歩み寄りが見られたと思うのですけれども、その結果、今後の運用において、省令の解釈としてガイドライン等で、学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等の具体的内容について、組織の長の承認や倫理委員会等の審議を経る等組織としての裏書等、分かりやすい解釈上の要件を設定することとして、おおむね、案１とする意見に集約されつつあったのではないかと私は理解しています。

また、私も、前回、申し上げましたが、将来的には専修学校の専門課程においても、今後、調査票情報の利活用が進む可能性もあることを考えますと、案１が適当ではないかと考えております。

清原委員と石井委員が案２についてサポートするというお立場を前回取られたのですけれども、案１を採用するという点でよろしいかどうか、もう一回伺いたいと思っております。どうぞ。

○清原委員 はい。ありがとうございます。三鷹市長、清原です。

前回、私は当初の発言では、まず、この制度の発足を慎重に案２でいかがかと発言いたしました。委員の皆様のお発言を伺うとともに、今回も４ページで、調査票情報の提供の条件として列挙されております研究実績について、例えば、組織であれば、その具体的な研究実績、大学など組織に所属する教員であれば、当該者の学位、査読付論文の実績、当該組織の長の承認や、倫理委員会の審議を経ると、組織としての裏書等が設定されています。

私としては、自分自身も研究者で、とりわけ、今回、部会長が５ページの最後に記述していただきました、博士の学位の授与を受けるための論文を作成する博士課程の学生や、ポストドクターの活用も大いに期待されるところでありますし、まさに私自身がそのような経験を持っておりますので、総合的に判断をさせていただきます。私も案１の改正規則案の内容を適当と判断したいと思っております。このことにつきましては、統計法改正の趣旨

を今一度確認させていただきまして、まさに適正な学術振興のための貢献としてデータを活用する意味でも有効であると思えますし、併せて慎重に、先ほど言いました、裏書も含めた手続についても条件とするということとのセットで望ましいのではないかと判断いたしますので、私としては改めまして、前回の議論、そして、本日のこの答申案を拝読して、案1とさせていただきます。

○北村部会長 ありがとうございます。

本日、御欠席ですけれども、石井臨時委員から何か意見があれば、事務局から。

○上田総務省統計委員会担当室次長 事務局から石井委員に事前に御説明させていただいた際の御見解を紹介したいと思います。

石井委員も、結論から言いますと、案1で構わないという御見解を聞いておりますので、お伝えいたします。

○北村部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の皆さんから御意見はありますか。よろしいですか。

縣委員、どうぞ。

○縣臨時委員 私は従来どおり、案1を支持いたします。今回の調査票情報の提供範囲の拡大によりまして、その趣旨のとおり、学術研究の発展に資し、かつ、当該の政策情報の充実が図られると考えます。それによって、従来から行われている政策に対する評価及び将来作成すべき政策の構想といった点で、国民の各位ができる限り当事者性をもって考えていくという素地が生まれるものと期待しまして、賛成いたします。

○北村部会長 では、藤原委員、お願いします。

○藤原臨時委員 私も前回同様、案1で結構だと思います。今、縣委員がおっしゃったように、制度改正の趣旨を踏まえるということと、もう1つは、先ほど清原委員もおっしゃったように、解釈上の要件等を分かりやすく、現場で使いやすいように条件設定していただくということで、案1でよろしいのではないかと考えております。

以上です。

○北村部会長 ありがとうございます。

それでは、取りまとめたいと思います。

専修学校の専門課程の取扱いについては、案1を採用したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○北村部会長 それでは、案1を採用させていただきます。

引き続き、専修学校の専門課程の取扱い以外につきましては、特段、御意見が大きく分かれてはいませんでしたが、このため、専修学校の専門課程の取扱い以外の答申案につきましては、1つの案を御提案させていただきます。

また、非諮問事項ではありますが、見解を求められた調査票情報の提供等の公表事項・手続に関する審議結果報告案についても合わせて審議したいと考えています。

まず、委託による統計の作成等及び匿名データの提供の条件としての相当の公益性を有する統計の作成等についてです。

資料1の2ページの下段を御覧ください。

委託による統計の作成等及び匿名データの提供は、制度導入後10年間にわたり安定して運用されていること。これらの制度は調査票情報自体が提供されるものではなく国民等の統計調査に対する信頼を損なうおそれが小さいと考えられること。今回の統計法改正の国会審議において、これらの制度については官民データ活用推進基本計画において解決が期待できる8つの重点分野のいずれかに関する統計の作成等で、当該統計の作成等が国民経済の健全な発展等に寄与するものに提供対象を拡大する方向で説明され、改正規則案はその内容に沿っていると評価できることなど、審議において確認したことを記載しています。

また、その結論として、委託による統計の作成等及び匿名データの具体的な利活用の範囲として適当であると判断され、省令レベルの規定としては、委託による統計の作成等及び匿名データの提供を受ける者にとって明確な基準となっていること、統計調査の対象者にも説明できるものと認められることから、改正規則案の内容は適当と判断した旨を記載しています。

次に、調査票情報の適正管理措置についてです。

資料1の3ページの中段を御覧ください。

イの調査票情報の適正管理措置について、審議の際、新たに創設される改正後の統計法第33条の2の規定による調査票情報の提供について、適正管理措置のレベルはより高くなるものと整理して改正規則案が策定されていること。このようなレベルの管理リスクを運用上担保するため、オンサイト施設の利用を想定しているとの説明を受けて、オンサイト施設の利用の場合の適正管理措置の内容も確認したこと。調査票情報の適正管理措置として、物理的措置として調査票情報を取り扱う区域への立ち入りの制限措置はもちろんのこと、当該区域の常時監視措置の条件が課されているなど、オンサイト施設での利用を前提としたレベルでの適正管理措置となっていることを確認したことを記載いたしました。

このほか、改正規則案の内容は、調査票情報の提供の場合と匿名データの提供の場合を分け、匿名データに係る適正管理措置は、調査票情報に係る適正管理措置よりもその求められる公益性の程度に応じたものとされていることなども確認いたしました。

これにより、改正規則案は、保護すべき情報に応じた必要十分な適正管理措置となっていること。今回の統計法の改正の趣旨を踏まえ、調査票情報等の利活用の推進に関し、実務上の問題はないこと。省令レベルの規定としてはどの主体がどのような適正管理措置を果たすべきか明確になっていること。他の制度と比較して必要十分な措置となっていることから、適当と判断した旨を記載しています。

資料1の5ページの中段を御覧ください。

ただ今、説明したことを受けて、2の施行に当たっての課題の(2)の調査票情報等の適正管理措置において、改正規則案の要件は適当とするが、本委員会として、総務省において改正規則の解釈を示すガイドライン等に、分かりやすい説明を記載することなどを求める旨を記載しています。

次に、調査票情報の提供等に関する手続についてです。

戻っていただいて、資料1の4ページの上段を御覧ください。

ウの調査票情報の提供等に関する手続について、調査票情報の提供に関する手続については、約10年の運用実績を持つ匿名データの提供手続に係る現行の統計法施行規則に準じたものであることなどについて確認いたしました。

これにより、改正規則案の内容は、調査票情報の提供等の条件や提供された調査票情報の適正管理措置を確認する手続として必要十分であること。他の制度と比較して適正な手続であり、過重な手続となっていないことから、適当と判断したと記載しています。

次に、資料2の統計法施行規則の一部改正に係る審議結果報告案を御覧ください。

これらは、総務省から見解を求められた2つの事項について、審議の結果を記載しています。諮問事項ではないため、資料1の答申原案とは別に、審議結果報告案としてまとめています。

特に、1の改正規則案第13条等で申出人個人の職業を公表事項とすることの適否については、部会での審議の結果のとおり、公表事項として、職業だけではなく、その所属についても公表事項とするべきとし、改正規則案の修正が望ましいとしています。

これについては、併せて、改正規則案の修正案も記載しています。

この修正案は、資料にも説明を記載していますが、調査票情報の提供を受けた方が、例えば、大学の名誉教授のように現在の所属が必ずしも明確でない場合に、その方の所属を必ず公表しなければならないとすることが改正後の統計法が求めるものだとは考えられないことから、このような場合も想定し、具体的な事案に即して公表事項を定めることが適当と考えて修正案として提示しています。

2の改正規則案第15条等で2段階目の公表を原則として3か月以内とすることの適否については、原則とあることも含め、研究者としての経験から無理のない範囲と評価し、適当と記載しています。

私からの資料の説明は、以上です。

これまでの議論について、御意見、御質問があれば、伺いたいと思います。よろしいですか。前回までかなり議論させていただいて、いろいろ意見も出尽くしたと思いますけれども、清原委員は部会長代理でもありますので、最後に一言お願いできますでしょうか。

○清原委員 はい。ありがとうございます。清原です。

今、お示しいただきました資料1、資料2は、これまでの議論を総括していただいたものであり、私自身、賛同いたします。そこで御提案をさせていただきます。と申しますのは、この改正規則案施行後の運用状況のフォローアップの必要性を感じていまして、そのことについて御提案をさせていただきます。

今までの部会審議を通じまして、調査票情報の利用範囲の拡大というのは、一方で、学術研究の発展のために重要ですが、他方で、国民の統計調査への信頼にも関わる重要な事項であると感じました。北村部会長が第128回統計委員会で御報告された後、委員長から、この取組は統計改革の1つの大きな柱であるとともに、二次利用の条件を吟味しながら、利用の拡大を図ってほしい一方で、国民の信頼を得るために、情報保護のことにも配慮してほしいと、このように問題提起をしていただきました。そこで、私が提案したいのは、引き続き統計委員会として、改正法の施行後、定期的に改正規則案の運用状況を把握して

必要に応じて省令の改正を求めてはどうかと、このように考えます。

私自身、先ほど案の1に至る経過で個人的な経験なども申し上げたのですが、一方で、現在、市長という責任を果たしながら、国勢調査など、一部の統計調査の実施においては、まさに国民、市民の信頼を得なければ実施できないという経験を重ねています。

このような立場から申し上げますと、国民、市民が御協力いただいた調査情報につきまして、その提供範囲の拡大は、一方で国民の皆様が乱用にならないか、個人情報侵害されないかという不安をお持ちなのも分かるのですね。しかしながら、今回は改正後の統計法第33条の2の規定によりまして、提供自体はオンサイト施設の利用を想定しているため、一定の安心が保証されています。しかし、そうは言いながら、やはり国民の感情というのでも慎重に考えていきたいなとも思います。

そこで、調査票情報の提供に加えて、委託による統計の作成や匿名データの提供についても、制度導入後10年間にわたり安定して運用されていることから、今回もおそらく大丈夫だと思いつつ、慎重な制度運用を期待するというフォローアップを、この部会から提案しておくというのは重要なことではないかなと思います。

他方では、先ほど北村部会長が加えていただいた、博士課程の大学院生であるとか、ポスドクの立場であるなどの配慮は極めて有用ではないかなと拝察します。私自身が専任の職がない中、いわゆるポスドクとして非常勤講師をしながら、しかし、研究には相当一生懸命だった時期があり、その調査票情報の利活用を、そうした対象者にも向けていきたい。それがどのぐらい実績があるかということも把握させていただければなと思っています。

以上、申し上げましたように、委員長からの御示唆もありますように、一方で二次利用の活用によって学術研究、あるいは国民、市民の様々な課題解決に向けた利用がなされればいいなと思いつつ、反面、慎重な制度の運用を謙虚に検証していくことを提案することは不可欠なことではないかなと思っています。まとめて申し上げますが、改正規則案の施行後の運用状況のフォローアップを統計委員会では是非担っていくことが望ましいといった方向性を共有していただければありがたいと思います。

以上、提案です。よろしく申し上げます。

○北村部会長 ありがとうございます。私も賛同させていただきたいと思います。

県委員、何かありますか。

○縣臨時委員 今回の清原部会長代理の御意見に賛成します。その上で、この関連は、制度的な位置付けが今一つ私には分からないのです。二次利用研究会というものが従来から存在していて、そこがまさにオンサイト利用の考え方の素地を作り、また、匿名データの在り方についても他国との比較で議論してきたことがあります。そこで、今、御提案の利用状況のモニタリングということは、やはり議論していた記憶がありますので、そちらの内容も踏まえつつ、是非、統計委員会という全体の立場として、その点を御考慮いただくことについて強く支持したいと思います。

○北村部会長 どうぞ。

○藤原臨時委員 私は清原代理の御提案に全面的に賛成いたします。その際、できれば定期的とおっしゃったのがどのぐらいのスパンにするかということが大事だということと、

おおむねどういうことを御報告いただくかも、一度は統計委員会で議論いただきたい。特にタイムスパンについては、積極的に御報告いただけるような方向の期間にさせていただきたいなと思います。

以上です。

○北村部会長 ありがとうございます。

統計委員会に御報告して、どういう形で今後これを見直していくような仕組みを考えるかというのは、こちらで引き取らせていただきたいのですけれども、何か事務局なり、政策統括官室で御意見があれば。

○上田総務省統計委員会担当室次長 事務局です。これまでの運用の中で統計法の中にも年に1回、統計法の施行状況について、きちんと総務省が取りまとめたときには報告するというフレームがあります。ですので、運用状況につきましては、必ず年1回、統計委員会に御報告させていただきます。その中で、定期的に、年1回でまとめてとすることが望ましいのではないかと考えていますが、私どもも含めて、委員の皆様方の今の御意見も含めまして、部会長と御相談しながら案を作らせていただきたいと思います。

○北村部会長 それでは、意見も出たところで、これまで3回にわたる部会審議の中で、委員、臨時委員の皆様が、いろいろなお立場、御経験、御見識から御意見を述べられ、有意義な議論ができたと思っています。

その中で、調査票情報の利用範囲の拡大は、学術研究の発展のために重要である一方で、国民の統計調査への信頼に関わる重要な事項であり、非常に難しい課題だということも明らかになったかと思っています。

清原委員の御意見のとおり、これらの難しい課題は、今回の結論をもって終わりとするのではなく、統計委員会でも引き続き対応していただき、事務局からもありましたが、どういう形を取るかというのは、こちらでまた検討させていただきたいと思っています。

今の対応も含めて、それについては部会長の私に御一任いただければと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○北村部会長 それでは、そのように対応させていただきます。

以上のほか、資料3については、総務省政策統括官室から提出された資料ですが、これについて、御説明をお願いいたします。

○津村総務省参事官 資料3を御覧いただければと思います。法技術的修正ということで資料を作らせていただきました。見ていただければお分かりかもしれませんが、中身について変えるものではないのですけれども、非常にお恥ずかしい話ですが、文書審査的にかがなものかといったものが幾つか見つかりましたので、それについて、現状このようなことを修正する必要があるのではないかと、見つけたものを御報告させていただくものです。

非常にお恥ずかしい話ですが、入れ子関係の記述の仕方とか、引用の仕方、あるいは同じ内容を示しているはずのものが別の文言になっていたとか、そのようなものを修正するものです。

以上、報告です。

○北村部会長 ありがとうございます。

いずれも統計法施行規則の一部を改正する省令案の実質的な内容を変更するものではなく、法技術的な意味での修正と認められますが、そのように対応させていただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○北村部会長 また、更にもしかしたら修正が出てくるかもしれないということですので、総務省においては引き続き精査していただいて、最終的に公布されるまでの間、改定をしっかりとやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、もう一点、これは11月22日の統計委員会において、統計制度部会の審議状況に対する委員長のコメントを報告させていただきましたが、合わせて、匿名データを所管する統計制度部会長である私に対して、匿名データの利用者への早期提供に向けた検討について、指示がありました。

具体的には、委員長から、1年前に住宅・土地統計調査の匿名データについて審議した際、匿名データの作成時期が遅く、もっと早期化すべきと委員から指摘されたと記憶していること。そのため、匿名データの利用者への早期提供に向けて、統計委員会の審議をより計画的かつ効率的に実施していくことが必要であること。そこで、統計制度部会において、提供の早期化につながる今後の統計委員会審議の計画的かつ効率的な実施について検討し、2月を目途に本委員会に御報告いただきたいという宿題をいただきました。

委員長からの指示に対応したいと考えますが、匿名データの作成手続等は専門的な議論になりますので、部会で審議する前に、まず、私の方で専門家に意見を聞くなど原案を作成したいと考えています。

専門家を集めて意見を聞く際には、委員、臨時委員の皆様にもお声掛けをいたします。御関心を持たれている方があれば、御参加していただきたいのですが、皆様もお忙しいでしょうから、こちらにお任せいただければ、原案を作成して、その後で、部会にお諮りしたいと思っています。

委員長の指示につきましては、このような取扱いで、細部については部会長である私に御一任いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○北村部会長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

大分早く進みまして、本日用意しました議題は以上です。

それでは、今後について、事務局から連絡をお願いします。

○上田総務省統計委員会担当室次長 それでは、本日、御決定いただきました答申案と非諮問事項ではありますが、御意見を頂戴いたしました審議結果報告案につきましては、次回開催される統計委員会、具体的には12月17日(月)に開催される委員会にて最終的に御審議をいただくこととなります。

また、次回の統計制度部会につきましては、今、北村部会長から御相談させていただき

ましたとおり、匿名データの利用者への早期提供に向けた検討について御審議いただく予定になると考えています。

具体的な日程につきましては、調整の上、追って、委員の皆様に御相談させていただきたいと存じます。

○北村部会長 本日、統計制度部会として、初めての答申案と審議結果報告案を取りまとめることができました。

委員、臨時委員、審議協力者を始め、審議に御参加いただいた皆様には、部会長として厚く御礼申し上げます。

それでは、本日の部会審議は、これで終了いたします。どうもありがとうございました。